

第五十回 衆議院議事速記録 治安維持法案 (政府提出) 第一讀會

大正十四年二月十九日開議

治安維持法案

第一條 國體若ハ政體ヲ變革シ又ハ私有財産制
度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ
又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル
事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シタル者ハ七年以
下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル
事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲
役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行
其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯
罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮
ニ處ス

第五條 第一條第一項及前二條ノ罪ヲ犯サシム
ルコトヲ目的トシテ物品其ノ他ノ財産上ノ利
益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リ
テ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタ
ル者亦同シ

第六條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルト
キハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七條 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行區域外ニ
於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附則
大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス

第五十回帝國議會 衆議院議事速記録 治安維持法案 第一讀會

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 我國ニ於キマシテ、
無政府主義者、共產主義者其他ノ者ノ運動方近年
著シク發展ヲ見ルニ至リマシテ、殊ニ露國、獨逸
ノ革命ニ關スル過激ナル情報ハ一部ノ者ヲ刺戟致
シマシテ、其運動ヲ一層深刻ニ導キタルノ感ガア
リマス、續イテ其一部ノ者ハ外國ノ同志ト通謀シ
又ハ海外ヨリ資金ヲ仰ギ、過激ナル運動ヲ計畫實
行セントスル者ガアリマス、運動自體モ組織的且
ツ大規模ニ行ハレントスル所ノ狀況ニ在リマス、
而シテ最近各種ノ社會運動モ漸次熾ナラントスル
ノ狀況ニ在リマス、ソノ奇貨ト致シテ、是等ニ對シ
テモ危險ナル思想行動ヲ鼓吹シ、以テ運動ヲ惡化
セシメ、又ハ社會主義的過激運動ト提擧セシムル
ヤウニ努メツ、アルヤウナ次第デアリマス、加之
日露ノ國交モ早晚回復ヲ見ルニ至ルコトト存ジマ
スガ、其結果ハ彼我ノ來往頻繁トナリ、過激運動
者ハ各種ノ機會ヲ得ルニ至ルコトデアラウト思ハ
レマス、要スルニ各種ノ社會運動ハ漸ク追ツテ旺
盛トナルコトデアラウト思ハレマス、此間過
激ナル思想ヲ有スル者等ガ帝國ノ治安ヲ紊ルノ目
的ヲ以テ不穩ナル行動ニ出ヅルノ傾向ハ益々増加
スベキモノト認ムルノ外ナイノデアリマス、然ル
ニ是等ノ行動ニ對シテ取締法規トシテハ刑法、治
安警察法、新聞紙法、出版法等ガ在シテ居リマス
ケレドモ、其規定方不十分ニシテ、屢々危險ナル
行動ヲ全ク取締リ得ザル場合ガアリマス、ミナ
ラズ、其間則チ適用シ得ル場合ト雖モ概ネ輕キニ
失シマシテ、罰則ヲ賤シテ不穩ナル行動ヲ敢行セ
シムルノ結果トナリ、爲ニ取締ヲ實ラザルコト

第一讀會

ヲ得ザルノ憾ガナイデアハリマセヌ、以上ノ理
由ニ依リマシテ本法案ヲ立案シテ次第デアリマス
ガ、法案ノ内容ハ、萬世一系ノ皇室ヲ奉戴シテ居
ル帝國ノ此國體ヲ變革シヤクトスルヤウナ事柄、
又明治大帝陛下ノ大御心ニ依ツテ制定セラレタ
ル、我が立憲政體ヲ變革シテ、議會否認ヲ爲スト
云フヤウナ事ヲセントスルヤウナ事柄、又ハ私有
財産制度ヲ根本カラ否認シテ共產主義ヲ行ハント
スルガ如キ、我が國家組織ノ大綱ヲ破壞セントス
ルガ如キ、不法ナル結社——其謀議ト煽動及叙上
ノ犯罪ヲ醸成スベキ目的ニ出ヅタル金品利益ノ授
受ヲ禁ジテ、現今ノ過激ナル社會的運動中ニ存
スル、最も重大ナル危險ト弊害トヲ尠カラシムル
ト同時ニ、一般社會ヲ戒メ、不穩ナル行動ニ出ヅ
ルガ如キ事ヲ豫防セントスルノガ本案ノ趣旨デア
ルノデアリマス、願クハ慎重ニ御審議、上、本案
ニ御協賛ヲ與ヘラレントラ切ニ希望致シマス
○議長(和谷義三君) 本案ニ對シテハ多數ノ質問
通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス
——星島二郎君

〔星島二郎君登壇〕

○星島二郎君 諸君、吾々ハ現政府ヲ信任致シテ
居ル一人デアリマス、普通選舉ヲ斷行セントシ、
貴族院改革ヲ致サントスル現政府ヲ支持致シテ居
ル一人デアリマス、然ルニ其與黨ニ屬スル私共ガ
突如此法案ニ、而モ反對ノ意思ヲ以テ質疑ヲシナ
ケレバナラヌト云フコトハ、洵々遺憾至極ニ存ス
ル次第デアリマス(拍手)私ハ今日ノ此法案ニ對シ
テ澤山ノ質疑ヲ致サレル方ガアリマスルカラ、極